

○笠間市第 2 次総合計画策定方針について

1 策定の趣旨及び位置付け

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や公共施設の老朽化対策、さらには財政事情など、より一層、厳しさが増すものと予測されています。

このよう中で、将来にわたり、持続・発展し続ける笠間市を創るためには、長期的な展望のもと、市民と行政が共有する将来像を定めるとともに、その実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市における最上位計画として、10年後の笠間市のあるべき姿を描いた将来ビジョン（基本構想）と、その実現に向けた分野別の行政運営の方針や目標を示すアクションプラン（施策・事業）で構成する第2次総合計画を策定するものです。

2 基本的事項

第2次総合計画の策定にあたっては、以下を基本事項に即して進めるものとします。

（1）機動性と柔軟性の高い計画

本市の最上位計画として、長期的な視点をもちながらも、自治体を取り巻く社会経済環境の変化への適切な対応や、市民の負託を受けた市長の政策方針を着実に計画に反映させていくため、計画の階層に応じた適正な計画期間を設定し、実行階層については、必要に応じて見直しが行えるようにするなど機動性と柔軟性の高い計画とします。

（2）実現性と信頼性の高い計画

第2次総合計画の重点プロジェクトとなる笠間市総合戦略に基づく事業やアクションプランに基づく主要な事業などについて、計画期間内での予算措置の見通しや財政計画などをあわせて掲載することで、計画事業の実現性や信頼性を高めます。

（3）統一性と整合性が確保された計画

従来のように総合計画のみの施策体系を示すのではなく、個別計画を含めた計画体系を示すことで、総合計画と個別計画の位置付けや各々の役割、関係性を明確にし、計画の二重性や重複を失くし、計画行政の統一性と整合性を確保していきます。

（4）運用性の高い計画

計画の運用について、PDCA サイクルを確立し、事業計画・検討段階、予算要求段階、事業実施段階、事業検証・改善段階など行政運営の実情にあわせることで運用性の向上を図ります。

また、総合計画における将来ビジョンや政策目標、施政方針、総合戦略、さらには個別計画目標や施策目標を踏まえた各部の運営方針や課の方針を定めるなど組織目標を明確に示していきます。

（5）市民にとってわかりやすい計画

市民に対する説明責任を果たしていくため、計画に掲載する施策や事業など市の取り組みについて、市民に的確に伝え、理解や関心を深めていただけるような計画とします。

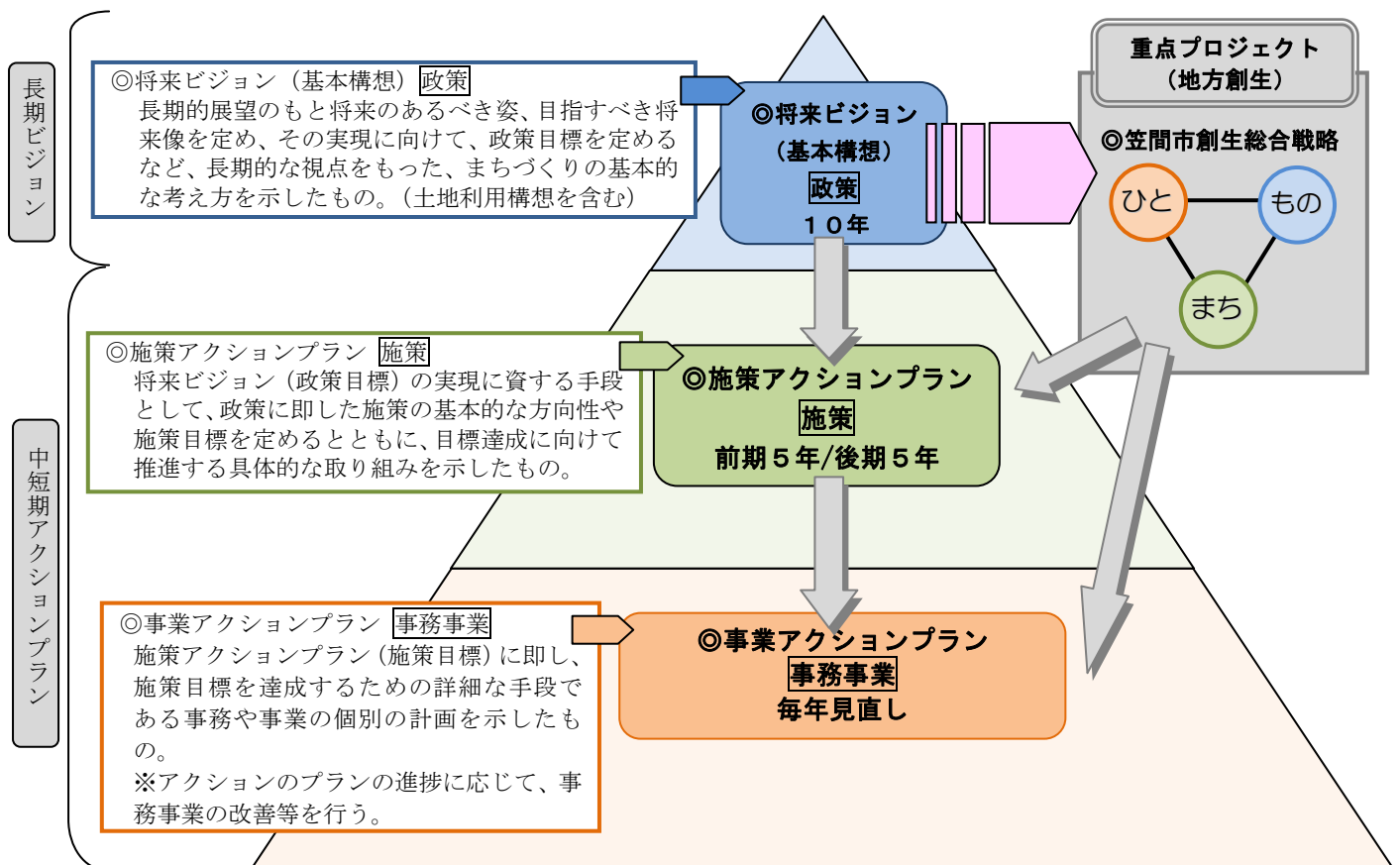
3 策定する計画の構造及び期間

(1) 計画の構造

第2次総合計画の構造は、「将来ビジョン（基本構想）」、「施策アクションプラン」、「事業アクションプラン」の3層構造とします。

また、平成27年に策定した「笠間市創生総合戦略」を第2次総合計画における重点プロジェクト（地方創生）として位置付け、戦略に基づく事業については、最重要課題として取り組んでいきます。

<計画の構造>



(2) 計画の期間

計画期間について、まず、将来ビジョン（基本構想）については、本市の最上位計画に位置づくもので、計画的なまちづくりに資する長期的な行政運営の指針となることから、10年間で計画期間とします。

次に、将来ビジョンに基づく、施策を展開していく実行階層となる施策アクションプランについては、中期的な視点もと、前期5年、後期5年を計画期間とします。また、刻々と変化する社会経済情勢に柔軟かつ機動的に対応できるものとするため、必要に応じて見直し可能なものとします。さらに、施策アクションプランに基づく事業別の計画となる事業アクションプランについては、施策アクションプランの計画期間中における単年度ごとの計画とし、毎年度見直しを行います。

<計画の期間>

H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）/10年									
〔前期〕 施策アクションプラン（施策）/5年 ※必要に応じて見直し					〔後期〕 施策アクションプラン（施策）/5年 ※必要に応じて見直し				
事業アクションプラン（事業）/単年度 ※毎年見直し					事業アクションプラン（事業）/単年度 ※毎年見直し				

4 議決事項に関すること

現在、地方自治法の改正において、基本構想の策定義務と議会の議決事項とすることを定めた規定が廃止されていますが、本市では、法改正が、地方分権改革の推進のひとつとして行われたことを鑑みると、自治体自らの責任と判断において、自治体の最上位計画となる総合計画の構造や期間、体系、役割などその在り方を自治体自らの責任と判断で、改めて検討・構築していくことが必要であると捉えています。

第2次総合計画の将来ビジョン（基本構想）は、長期的な展望のもと、市民と議会と行政が共有する将来像を定めたものであり、将来像実現に向けた計画的かつ総合的なまちづくりを進めるための指針となります。

そのため、第2次総合計画の将来ビジョン（基本構想）については、法的な位置付けがなくとも、議会の議決を経て策定し、市民と議会と行政が一体となって将来像の実現に向けて推進してまいりたいと考えます。地方自治法第96条第2項の規定により議決事項とします。

※ 「笠間市基本構想の議会の議決に関する条例」について、平成28年第2回定例会で原案可決

5 策定体制

（1）総合計画審議会

笠間市総合計画審議会は、市議会議員、関係機関や団体の代表者、学識経験者等で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査、審議、答申をする機関で、笠間市総合計画審議会条例に基づき設置します。

（2）市民意見等の反映方法

①市民アンケート及び懇談会

第2次総合計画の策定にあたり、毎年実施している市民実感度調査結果から、市民意向を把握・計画へ反映します。また、各種団体や企業、市外居住者からも、アンケートや懇談会など様々な機会を通じて、意向や意見を把握し、計画へ反映します。

② 討論型世論調査

計画策定に対する市民の参加機会の拡充を図るとともに、市政に対する直接的な意見を計画に反映させるため、討論型世論調査の実施を検討します。

<討論型世論調査>

調査するテーマ（討論いただくテーマ）について、対象者（市民）に、十分な情報提供を行い、参加者同士の討論を経たうえで出される市民の意見や意向を把握する世論調査です。

市民を対象に無作為抽出により討論会への参加者を募り、参加意思を表明された方々に対し、事前に十分な情報提供を行ったうえで、討論をいただき、そこで出された意見や意向を計画に反映します。

③ パブリックコメント

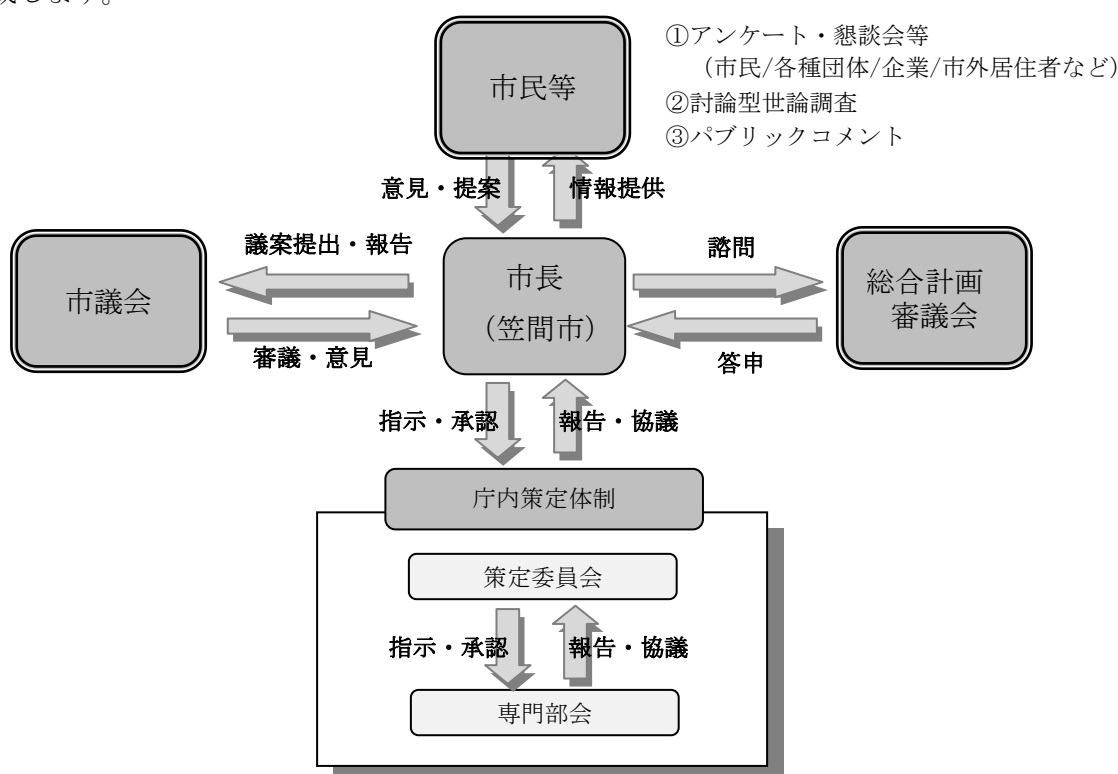
第2次総合計画の素案について広く公開し、市民等から提出された意見・提案・情報などについて、計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施します。

(3) 庁内策定体制

第2次総合計画は、市政全般にわたる行政計画となることから、全庁的な策定体制を整備し、計画について、検討、案の作成を行うこととします。

策定作業にあたり、庁内組織として「策定委員会」及び「専門部会」を設置します。

策定委員会については、笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程に基づき、副市長及び部長級職員をもって構成します。また、専門部会については、課長級及び課長補佐級の職員をもって構成します。



6 計画の進行管理

第2次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、効率的かつ効果的に施策を展開するため、計画の進行管理として、PDCA サイクルを確立し、施策アクションプランに定めた具体的な目標の達成度について、施策評価制度等を活用しながら、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業改善等の見直しを行います。